

概要版

第4次筑前町地域福祉計画・ 第2次地域福祉活動計画

(第2期成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画)

令和8年度～令和12年度

基本理念 「学び合い 支え合い 安心を結ぶ ちくぜん」

「学び合い」は、年齢や立場をこえて互いの思いや経験を共有し、気づきや理解を深めること。

「支え合い」は、困りごとを分かち合い、地域全体で支え合う関係を築くこと。

「安心を結ぶ」とは、つながりを広げ、誰もが心豊かに暮らせる環境をともに創り出していくことを意味しています。

1. 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化等の家族形態の変化に伴い、家庭内での支え合いや地域における相互扶助の力が弱まりつつあり、その影響から生活課題はますます多様化・複雑化しています。

これらの生活課題に対応し、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するためには、公的な福祉サービスの充実に加え、地域住民や多様な主体による支え合いの仕組みを構築し、地域全体で包括的な支援体制を強化していくことが求められます。

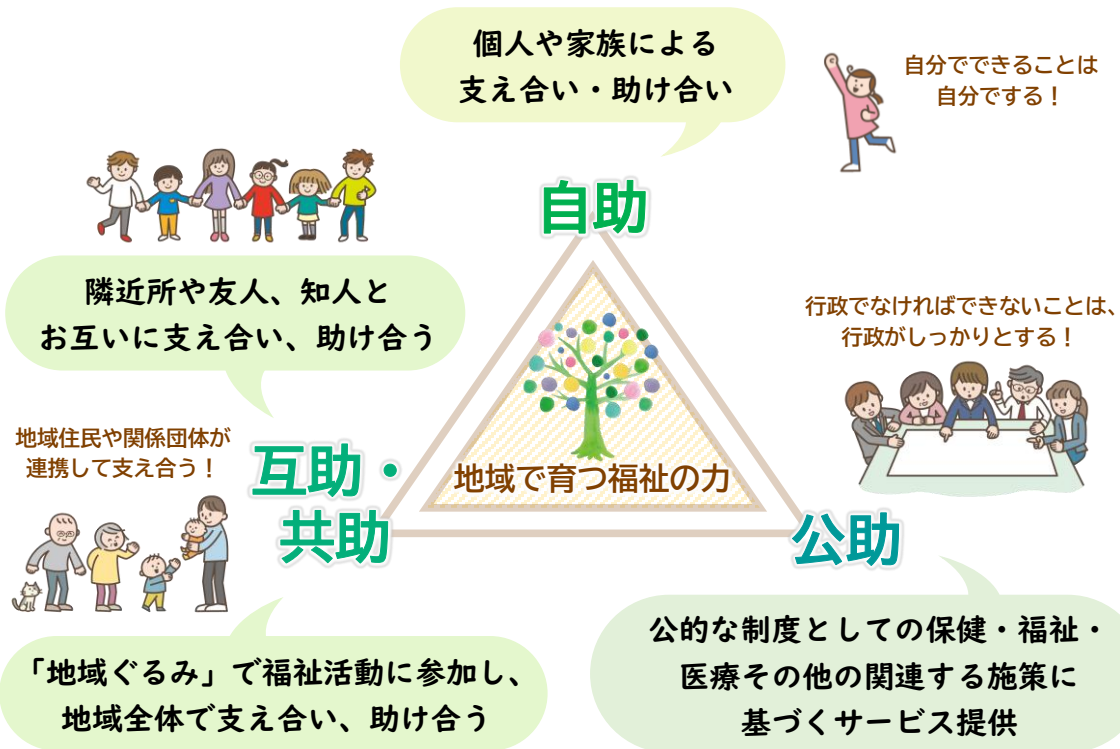
そのような中、筑前町では、「第3次筑前町地域福祉計画・筑前町地域福祉活動計画」において地域における福祉施策の推進に取り組み、さらに「第2次筑前町総合計画」においても、こども・障がい者・高齢者福祉の充実や、多文化共生社会の実現に向けた施策を推進しています。

本計画は、これまでの取り組みや法改正、総合計画の方向性を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた指針として策定し、加えて成年後見制度の普及促進や再犯防止の取り組みも一体的に進めるものです。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

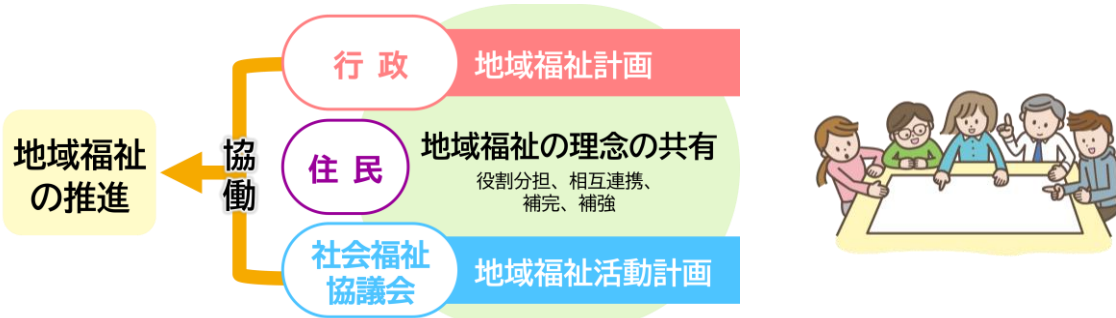
地域福祉を支える仕組み（自助・互助・共助・公助）



3. 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的を持っています。

両計画を一体的に策定することで、行政、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、それぞれの役割や協働の関係を明確にし、実効性の高い取り組みを進めることが可能となります。これにより、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みをより効果的に推進します。



4. 取り組みの展開

基本目標 1 地域で支え合い、誰もが参加できるまち

主な取り組み	1 支えあう意識の醸成	<p>【取り組みの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住民一人ひとりが福祉を身近に感じ、「自分ごと」として捉えられるよう、わかりやすい情報発信や体験的な学びの機会を充実させます。 ■地域団体・社会福祉協議会・行政が連携し、年代や立場を問わず多様な人材が活躍できるよう、継続的な育成体制の強化に努めます。
	住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙やパンフレット等から正しい情報を得て、地域の福祉への理解を深めましょう。 ◆困っている人に気づいたとき、声をかけたり、支援につなげたりする「見守りの一歩」を大切にしましょう。
	地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆多世代が交流できる機会を増やし、地域のつながりづくりを進めましょう。 ◆地域の行事やサロン活動等を通じて、誰もが参加しやすいボランティアのきっかけづくりを進めましょう。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉教育をさらに充実させ、体験を通じて「支え合い」の心を育てます。 ◆地域福祉活動の重要性を伝えるため、講座・研修の充実を図ります。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆講演会や研修会、体験学習等の機会を通じて、福祉に対する理解や支え合いの意識が高まるよう努めます。 ◆ボランティアの中核を担うボランティアセンターと連携し、支援体制の強化に努めます。

主な取り組み	2 つながりづくりの推進	<p>【取り組みの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住民が気軽に集い、ふれあい、つながれる「場」と「機会」を町内に広げることで、孤立を防ぎ、地域に安心感と親しみを育てます。 ■地域が抱える課題や将来の姿について、住民同士が対話し、協力しながら解決に向けて取り組めるよう、地域活動の基盤づくりを進めます。
	住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族や友人を誘って、地域の行事やサロン等に積極的に参加しましょう。 ◆地域の出来事や周囲の人・団体に関心を持ち、地域の話し合いやワークショップ等に参加しましょう。
	地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆性別や年齢を問わず、誰もが参加しやすいイベントや居場所づくりに配慮しながら、取り組みを進めていきましょう。 ◆地域課題（困りごと）について話し合い、地域内での解決策を考えていきましょう。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で取り組む居場所づくりや交流の場づくりを支援します ◆団体の抱える課題解消に向け、相談支援や情報提供を行い、活動の充実を支援します。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆世代間交流や地域のつながりづくりを支援します。 ◆支え合い活動を活性化する仕組みづくりを推進します。

基本目標2 切れ目のない支援で安心して暮らせるまち

<p>1 包括的な支援体制の整備</p>	<p>【取り組みの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住民が困りごとを抱えた際に、安心して支援につながる相談体制を整えます。 ■相談窓口につながる人が難しい人にも支援が行き届くよう、地域の「気づき」と専門機関の連携を強化し、必要な支援をこちらから届ける体制づくりを進めます。
<p>主な取り組み</p>	<p>住民一人ひとり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆行政、社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域の相談役に気軽に相談しましょう。 ◆家族や近所の人の変化に気づいたら、相談窓口や地域の相談役（民生委員・児童委員等）につなぎましょう。
	<p>地域・関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆困っている人を見かけたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介し、支援につなぎましょう。 ◆地域の行事やサロン活動等を通じて、支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなぎましょう。
	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆心配ごと相談事業や障害者相談支援事業所等の窓口を周知し、住民が相談しやすい環境を整えます。 ◆相談窓口に来ることが難しい人に対し、訪問相談・電話相談等、多様な方法で支援を届けます。
	<p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆庁内各課の連携を密にして迅速な支援につなげます。 ◆関係課・機関の情報を共有し、多様な困りごとに対して迅速にアウトリーチできる体制を強化します。
<p>2 複合的課題への支援の充実</p>	<p>【取り組みの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活に不安を抱える住民が、早い段階から相談につながり、必要な支援を継続的に受けられるよう、自立相談支援機関や社会福祉協議会等との連携を図ります。 ■地域の小さな気づきから支援につながる体制を整え、支援が必要な人を早期に把握できる仕組みを強化します。
<p>主な取り組み</p>	<p>住民一人ひとり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日頃から地域とのつながりを大切にし、困りごとを抱え込まないようにしましょう。 ◆日常のあいさつや声かけを通じて、地域の中に小さなつながりをつくり、支援が必要な人に気づききっかけを大切にしましょう。
	<p>地域・関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ◆地域のニーズや困りごとを把握し、行政・社会福祉協議会等と情報交換を行いましょう。
	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆町内の社会福祉法人と協力し、生活困窮者への支援を行います。 ◆複合課題を抱える世帯に対し、関係機関とケース会議を開催し、継続的な支援方針を共有します。
	<p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆経済的困難を抱える人が適切な支援を受けられるよう、福岡県自立相談支援事務所（困りごと相談室）等の関係機関との連携を図ります。 ◆地域包括支援センター、子育て支援、障がい福祉、生活困窮、自立相談等、各担当課が連携し、支援が必要な人に迅速に対応します。

基本目標3 必要な支援が届く安心なまち

1 福祉サービスの充実と利用促進	【取り組みの方向性】	
	■住民が必要な情報を得られ、適切な福祉サービスにつながるよう、紙・Web・地域の間など多様な媒体を活用し、誰にとっても理解しやすい形で情報を届けます。	
	■住民が安心して暮らし続けられるよう、高齢者・障がい者（児）・子ども等多様なニーズに対応した福祉サービスの質を高め、利用しやすい環境を整えます。	
	住民一人ひとり	◆福祉制度やサービスに関心を持ち、広報紙や説明会等から積極的に情報収集しましょう。 ◆自分の生活に関わる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
	地域・関係団体	◆福祉関係機関や商店等は、行政情報・地域情報の提供に協力しましょう。 ◆福祉サービスを提供する事業者は利用者の意見・要望を丁寧に把握し、よりよいサービス提供に努めましょう。
主な取り組み	社会福祉協議会	◆「社協だより」等を活用し、社会福祉協議会の活動や福祉サービスの情報をわかりやすく提供します。 ◆住民の声を行政・事業者と共有し、継続事業の改善や新規事業の検討に取り組みます。
	行政	◆多様な媒体を通じて町の福祉サービスの情報をわかりやすく伝えます。 ◆「高齢者福祉計画」「障がい福祉計画」「子ども計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。

2 暮らしを支える環境整備	【取り組みの方向性】	
	■住民が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防・生きがい活動を促進します。	
	■誰もが安心して移動し、快適に暮らせるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進や公共交通の利便性向上、生活環境の整備を図ります。	
	■住民一人ひとりが備蓄や防災知識の習得など自助の意識を高め、地域と共に災害・犯罪へ備える取り組みを推進します。	
	住民一人ひとり	◆近所の仲間とウォーキングや体操等を行い、健康づくりを習慣化しましょう。 ◆障がい者用駐車場に駐車しない、点字ブロック上に物を置かない等、すべての人が利用しやすい環境づくりを意識しましょう。 ◆「自分の命は自分で守る」意識を持ち、防災訓練に積極的に参加しましょう。 ◆ハザードマップで危険箇所・避難経路を確認しましょう。
主な取り組み	地域・関係団体	◆健康づくりや介護予防について話し合う機会を設け、地域の実情に合った取り組みを進めましょう。 ◆商店・事業所等はバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にに基づき、施設整備に努めましょう。 ◆避難行動要支援者を把握し、災害時に迅速な避難支援を行いましょう。
	社会福祉協議会	◆いきいきサロン事業や交流の場（つどいの場）等を通じて介護予防を推進します。 ◆バリアフリー・ユニバーサルデザインに関連する福祉教育を推進します。 ◆災害ボランティアセンター設置マニュアルを再整備し、行政と連携して運営訓練等を実施します。
	行政	◆認知症予防教室、運動教室等の介護予防事業の充実を図ります。 ◆高齢者や障がいのある人等の移動が困難な人への支援を検討・推進します。 ◆災害時に支援が必要な人から同意を得て登録した避難行動要支援者名簿を整備し、緊急時の避難支援に活用するとともに、平常時からの見守りにも活用していきます。

5. 第2期成年後見制度利用促進基本計画

(1) 第2期基本計画策定の背景

本町では、筑前町地域福祉計画の中に「第1期成年後見制度利用促進基本計画」を位置付け、成年後見制度に関する周知・啓発の推進や相談体制の整備など、制度利用の促進に向けた取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みに加え、成年後見制度利用支援事業の利用件数や高齢者数の増加といった本町を取り巻く状況の変化、さらには国の動向等を踏まえると、今後も成年後見制度を含む権利擁護支援の重要性は、より一層高まっていくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、本町では、第1期基本計画の取り組みを引き継ぎつつ、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、「第2期成年後見制度利用促進基本計画」と筑前町地域福祉計画とを一体的に策定しました。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人々を保護し、支援する制度です。

法定後見制度

法定後見制度とは

すでに判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所が適切な後見人等を選び、本人を支援する制度

〈対象となる方と段階に応じた支援〉

補助

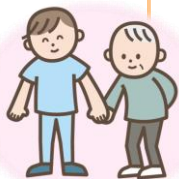
判断能力が不十分な方

保佐

判断能力が著しく不十分な方

後見

判断能力が欠けているのが通常の状態の方



〈家庭裁判所に申立てをすることができる方〉

本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など

任意後見制度

任意後見制度とは

あらかじめ本人自らが選んだ「任意後見人」に、自分の生活・療養看護・財産管理に関する事務について「任意後見契約」で決めておく制度

〈任意後見人について〉

本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人の意思にしたがった適切な保護・支援を行います。

〈任意後見制度の利用について〉

原則として、公証役場で任意後見契約を結ぶ必要があります。





(2) 第2期基本計画の具体的な施策・事業

本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた施策を、より計画的かつ効果的に推進し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりをめざしていきます。

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

◆相談窓口の周知を図るとともに、権利擁護支援を必要とする人を把握し、適切な支援へつなげる地域連携の構築をめざします。

2. 成年後見制度の周知

◆成年後見制度について、制度の内容や利用の流れ、利用できる場面等が理解しやすいよう、情報提供や啓発に努めます。

3. 相談体制の充実

◆身近な場所での相談ができる体制の充実を図るよう努めます。

4. 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の活用

◆成年後見制度利用支援事業の活用を進め、経済的な理由等により制度利用が妨げられることのないよう支援体制の充実を図ります。

5. 成年後見人等への支援

◆成年後見人等の活動が円滑に行われるよう、継続的な支援を行います。

6. 再犯防止推進計画

(1) 推進計画策定の背景

全国における刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合は増加し、2023（令和5）年にはおよそ半数に達しています。

再犯の背景には、就労や住居の不安定さ、経済的困窮、孤立、心身の不調など、さまざまな生活上の課題があります。そのため、刑事司法の枠組みだけでなく、地域全体で支える視点が求められています。

本町では、犯罪や非行をした人が社会から孤立せず、必要な支援につながりながら生活を立て直せるよう、国の方針を踏まえ、関係機関と連携した再犯防止の取り組みを進めるため、地域福祉計画と一体的に「第1期再犯防止推進計画」を策定しました。



(2) 推進計画の具体的な施策・事業

本計画に基づき、生活基盤の安定や地域における見守り・支援体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしていきます。

1. 切れ目のない支援

◆就労に関する困りごとについて、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターちくぜん等と連携し、相談支援や職業紹介など、必要な支援につなげます。

2. 広報・啓発活動の推進

◆保護司制度や活動内容について、広報・啓発を通じた周知を進めます。

◆「社会を明るくする運動」強調月間（再犯防止啓発月間）等の機会を通じて、再犯防止に関する普及啓発を行い、偏見や誤解の解消を促し、地域における受容と包摂の促進を図ります。

7. 計画の推進

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、住民一人ひとり、地域の団体や事業所など、多様な主体が役割を分担しながら協力して取り組むことが欠かせません。そのため、本計画の推進にあたっては、地域福祉を支えるさまざまな担い手が、それぞれの特性や強みを活かしつつ連携し、協働して「地域共生社会」の実現をめざしていくことが重要です。

本計画の期間は5年間となっており、行政と社会福祉協議会が連携し、進捗状況を評価しながら本計画の推進を図ります。



【概要版】

第4次筑前町地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画

(第2期成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画)



発行日：令和8年3月

発行：筑前町 福祉課

〒838-0802 筑前町久光 951 番地 1 めくばー健康福祉館内

TEL 0946-24-8763/E-mail kenfuku1@town.chikuzen.fukuoka.jp

筑前町社会福祉協議会

〒838-0215 筑前町篠隈 373 コスモスプラザ福祉館内

TEL 0946-42-4555/E-mail daihyou@chikuzen-shakyo.or.jp

